

EAST WAY LLC. に対する安全勧告

(2014. 5. 30 安全勧告)

(コンテナ船KOTA DUTA貨物船TANYA KARPINSKAYA衝突事故
新潟県新潟市新潟港東区内 2012. 2. 7 発生)

本事故は、新潟港東区において、KOTA DUTAが西ふ頭3号岸壁を離岸して北東進中、TANYA KARPINSKAYAが中央ふ頭東岸壁から南ふ頭に向けて南南東進中、両船が本件掘下げ済み水路の交差部で進路が交差する状況で接近した際、KOTA DUTAの船長及びTANYA KARPINSKAYAの船長が、VHFを使用して両船が左転して右舷を対して通過する通航方法に合意したため、合意を実行しようとし、KOTA DUTAの船長が左舵一杯で、また、TANYA KARPINSKAYAの船長が左舵15°でそれぞれ航行したところ、両船が、船首方位に変化が認められず、合意した通航方法とならない状況で接近を続けることとなり、衝突したことにより発生したものと考えられる。

TANYA KARPINSKAYAの船長は、KOTA DUTAからVHFでTANYA KARPINSKAYAの船名をロシア語で呼び出されたとき、TANYA KARPINSKAYAの左舷側は広い海域であり、TANYA KARPINSKAYAが左転するのは容易であったこと、及びKOTA DUTAが水路の交差部のどこで左転するかが予測できず、衝突を避けるためには両船の進路が交差しない方が安全だと思い、右舷を対して通過する通航方法の申し出を行い、その通航方法に両船が合意したので、TANYA KARPINSKAYAの船長が描くKOTA DUTAの動作の予測と現実の動作との間に相違が生じていても、KOTA DUTAがVHFで合意した内容を実行するものと思込み、同船に船首方向の変化が認められない状況で接近を続けたものと考えられる。

TANYA KARPINSKAYAの船長又は一等航海士が、航行中、レーダー画面を注意深く観察し、系統的な分析をしていけば、目視よりも2分～3分早く、KOTA DUTAの存在及び動静を知ることができ、TANYA KARPINSKAYAの船長が、減速などを行い、水路の交差部で両船が接近する状態を避けるための対応を行うことができた可能性があると考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、航行中の安全を確保するため、EAST WAY LLC. に対し、次の措置を講ずることを勧告する。

- (1) EAST WAY LLC. が所有又は管理する船舶の船長及び航海士に対し、航行中、レーダー画面を注意深く観察し、系統的な分析を行うことを指導するとともに、訪船時に本事故の事例を用いて教育を行うこと。

(2) EAST WAY LLC. が所有又は管理する船舶の船長及び航海士に対し、本事故の事例を用い、VHFを使用することによって生じる次のリスクを認識するように周知徹底すること。また、狭水道及び輻輳海域を航行中に用いるチェックリストを有していれば、VHFを使用することによって生じるリスクを再確認する項目を設けるなどして注意を喚起すること。

- ① 両船の操船指揮者が、通航方法を合意するまでに時間を要し、その間、両船が原針路及び原速力で航行すれば、両船が接近し、合意が実行できな かったときに衝突回避の動作をとる余裕がなくなる可能性がある。
- ② 両船の操船指揮者は、通航方法に合意したのち、操船指揮者が描く相手船の動作の予測と現実の動作との間に相違が生じても、相手船がVHFで合意した内容を実行するものと思い込み、衝突回避の動作をとる時機が遅れる可能性がある。